

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	健康増進法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東みよし町は、健康増進法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシーなどの権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシーなどの権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東みよし町長

公表日

令和6年3月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進法に関する事務
②事務の概要	「健康増進法」第19条の2に基づく健康増進事業として、町民の健康増進の向上を目的とした健康教育、健康相談、訪問指導、各種検診等の事務を行う。 特定個人情報ファイルは次の事務で使用している。 1、事業対象であることの確認 2、事業対象者の選定 3、利用申し込み 4、減免決定もしくは却下 5、問診票の発行 6、事業の提供 7、事後指導 8、結果管理
③システムの名称	1、ADWORD健康管理システム(健康つばさ) 2、中間サーバー 3、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理住民情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表第一 項番76 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :別表第二の102の2の項(別表第二における情報照会の根拠) :別表第二の102の2の項 別表第二省令(情報提供の根拠) :第50条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康づくり課
②所属長の役職名	健康づくり課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	東みよし町総務課 〒779-4795 徳島県三好郡東みよし町加茂3360番地 TEL0883-82-6303
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	東みよし町健康づくり課 〒779-4795 徳島県三好郡東みよし町加茂3360番地 TEL0883-82-6323

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年2月29日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年2月29日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	東みよし町総務課 〒779-4795 徳島県三好郡東みよし町加茂3360番地 TEL0883-82-6304	東みよし町総務課 〒779-4795 徳島県三好郡東みよし町加茂3360番地 TEL0883-82-6303	事後	
平成31年4月1日	しきい値判断項目 いつの時点の係数か	平成27年10月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和3年1月31日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	
令和3年1月31日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	
令和3年1月31日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1、健康管理システム(ログヘルス21) 2、中間サーバー 3、団体内統合宛名システム	1、健康管理システム 2、中間サーバー 3、団体内統合宛名システム	事後	
令和4年1月31日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1、健康管理システム 2、中間サーバー 3、団体内統合宛名システム	1、ADWORD健康管理システム(健康つばさ) 2、中間サーバー 3、団体内統合宛名システム	事後	
令和4年1月31日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	未定	実施する	事前	R3年度中にシステム改修を行い(健(検)診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業) R4年度より情報連携を開始予定
令和4年1月31日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :別表第二の102の2の項(別表第二における情報照会の根拠) :別表第二の102の2の項	事前	
令和4年1月31日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事前	
令和4年1月31日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月20日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :別表第二の102の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) :別表第二の102の2の項	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :別表第二の102の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) :別表第二の102の2の項 別表第二省令 (情報提供の根拠) :第50条 (情報照会の根拠) :第50条	事後	
令和5年3月20日	IVリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 5.特定個人情報の提供・移転	委託しない	2)十分である	事後	
令和5年3月20日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年1月1日時点	令和5年2月28日時点	事後	
令和5年3月20日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年1月1日時点	令和5年2月28日時点	事後	
令和6年3月13日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年1月1日時点	令和5年2月28日時点	事後	
令和6年3月13日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年1月1日時点	令和5年2月28日時点	事後	